

## ○静岡県公安委員会の運営に関する規程

(平成13年2月22日静岡県公安委員会規程第1号)

改正 平成14年3月20日県公委規程第1号 平成15年11月27日県公委規程第4号  
平成16年4月22日県公委規程第3号 平成18年3月31日県公委規程第7号  
平成19年2月8日県公委規程第1号 平成29年3月30日県公委規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営について、静岡県公安委員会の運営に関する規則（平成13年静岡県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 委員会の運営に当たっては、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）、規則及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）によるほか、本規程の定めるところによる。

(監察担当)

第3条 法第43条の2第2項に規定する事務を行う委員（以下「監察担当委員」という。）は、その事務を行うことが必要となった都度、委員会が指名するものとする。

2 前項の監察担当委員の事務を補助する警察職員については、その事務の内容に応じて静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が作成した補助者リストの中から、委員会が適任者を指定するものとする。

(会議の欠席及び出席者)

第4条 規則第8条第1項ただし書の委員長が認める場合とは、県議会への出席、やむを得ない事案対応等をいう。

2 本部長は、前項に規定する理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ委員長にその旨を報告するものとする。

3 規則第8条第2項の警察職員は、静岡県警察本部の部長、市警察部長、警察学校長、参事官、局長、課長及び署長並びに関東管区警察局静岡県情報通信部長及び同情報通信部課長とする。

(速報)

第5条 本部長は、別表第1に定める事項について委員会に速報するものとする。

(報告)

第6条 本部長は、委員会の権限に係る各種法令等（以下「各種法令等」という。）に定めるもののほか、別表第2に定める事項について委員会に報告するものとする。

2 本部長は、法第56条第3項の規定に基づき、別表第3に定める事項について委員会に報告するものとする。

3 前項の規定による報告のうち、その内容が軽微で、懲戒処分又は本部長による訓戒に該当しないことが明らかなものについては、1か月間に認知した件数を類型別に取りまとめ、翌月の定例会に速やかに報告するものとする。  
(決裁)

第7条 本部長は、各種法令等に定めるもののほか、別表第4に定める事項について委員会の決裁を受けなければならない。

(緊急の場合)

第8条 緊急やむを得ない事由により、前3条に規定する報告等ができないときは、各委員に対する個別報告をもって報告等があったものとする。ただし、委員会の権限行使を必要とする事項に係るものは除く。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月20日県公委規程第1号)

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則(平成15年11月27日県公委規程第4号)

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

附 則(平成16年4月22日県公委規程第3号)

この規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県公委規程第7号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月8日県公委規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日県公委規程第7号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

委員会への速報事項

1	緊急事態の布告が予想される事案
2	緊急事態布告の発令及び廃止
3	緊急を要する法第60条による援助の要求及び援助要求による応援派遣
4	重要又は特異な事件、事故又は災害のうち、委員会又は本部長が必要と認めるもの
5	その他委員会又は本部長が緊急と認める事項

別表第2(第6条関係)

委員会への報告事項

1	重要な本部長の訓令、通達及び指示
2	重要な施策及びその結果
3	重要な広報活動
4	重要又は特異な事件、事故又は災害のうち、委員会又は本部長が必要と認めるもの
5	県議会開催状況
6	県下警察署長会議の開催
7	警察用庁舎の建築及び警察用財産の災害
8	会計検査院の会計検査
9	警視以上の人事異動
10	警察官の募集計画
11	監察実施計画(年間)
12	監察実施結果(四半期ごと)
13	警察庁又は管区警察局の行う監察の受監結果
14	表彰に関する重要な事項
15	叙位・叙勲(生存者)
16	暴力団等の犯罪組織の特異動向

17	天皇皇后両陛下及び皇太子同妃両殿下の重要な警衛並びに内閣総理大臣、国賓等の重要な警護
18	重要又は特異な警備実施事案
19	警察通信に関する重要な事項
20	その他委員会又は本部長が必要と認める事項

別表第3(第6条関係)

委員会への懲戒処分事案等の報告事項

1	法第56条第3項各号のいずれかに該当する行為（以下「非違行為」という。）をした職員の所属、階級又は職名及び年齢
2	非違行為の概要
3	行おうとする懲戒その他人事上の措置の内容及び時期に係る方針
4	その他参考となる事項

別表第4(第7条関係)

委員会の決裁を受ける事項

1	条例及び規則のうち重要なもの、委員会規則、告示並びに規程の制定又は改廃
2	委員会の権限に関し、各種法令等で定めている事項で疑義を生じたもの
3	公安委員会連絡会議に関する事項
4	委員会の予算
5	委員会の主宰する諸行事
6	委員会又は公安委員長若しくは公安委員名にて受発する文書
7	その他委員会又は本部長が必要と認める事項